

平成28年第3回(9月)大郷町議会定例会会議録第3号

平成28年9月7日(水)

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	石川壽和君
5番	若生寛君	6番	赤間滋君
7番	和賀直義君	8番	高橋重信君
9番	石垣正博君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	赤間正幸君	副町長	吉田喜久夫君
教育長	大友正隆君	総務課長	小畑正勝君
企画財政課長	千葉伸吾君	まちづくり推進課長	遠藤龍太郎君
税務課長	武藤弘子君	町民課長	鎌田光一君
保健福祉課長	残間俊典君	農政商工課長	伊藤長治君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	熊谷智子君
教育課長	浅野辰夫君	公民館長	遠藤努君

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 佐藤聖大

議事日程第3号

平成28年9月7日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第44号 大郷町児童館設置条例の制定について

日程第 3	議案第 4 5 号	大郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について
日程第 4	議案第 4 6 号	大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 4 7 号	暴力団の利益となる公共施設の使用の制限に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 4 8 号	黒川地域行政事務組合規約の変更について
日程第 7	議案第 4 9 号	吉田川流域溜池大和町外 2 市 4 ケ町村組合規約の変更について
日程第 8	議案第 5 0 号	宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 9	議案第 5 1 号	宮城県市町村自治振興センター規約の変更について
日程第 1 0	議案第 5 2 号	宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について
日程第 1 1	議案第 5 3 号	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
日程第 1 2	議案第 5 4 号	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
日程第 1 3	議案第 5 5 号	仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について
日程第 1 4	議案第 5 6 号	平成 2 8 年度大郷町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 5	議案第 5 7 号	平成 2 8 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 6	議案第 5 8 号	平成 2 8 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 7	議案第 5 9 号	平成 2 8 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 8	議案第 6 0 号	平成 2 8 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 9	議案第 6 1 号	平成 2 8 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 0	議案第 6 2 号	平成 2 8 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 2 1 | 議案第 6 3 号 | 平成 2 8 年度大郷町水道事業会計補正予算
(第 2 号) |
| 日程第 2 2 | 陳情第 4 号 | 宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める陳情書 |
| 日程第 2 3 | 請願第 3 号 | 赤道を町道にする認定と赤道の拡幅並びに大栄団地の生活道路新設についての請願書 |

本日の会議に付した案件

- | | | |
|---------|------------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 議案第 4 4 号 | 大郷町児童館設置条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 4 5 号 | 大郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 4 6 号 | 大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 4 7 号 | 暴力団の利益となる公共施設の使用の制限に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 4 8 号 | 黒川地域行政事務組合規約の変更について |
| 日程第 7 | 議案第 4 9 号 | 吉田川流域溜池大和町外 2 市 4 ケ町村組合規約の変更について |
| 日程第 8 | 議案第 5 0 号 | 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第 9 | 議案第 5 1 号 | 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 2 号 | 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 3 号 | 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 4 号 | 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 5 号 | 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 6 号 | 平成 2 8 年度大郷町一般会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 1 5 | 議案第 5 7 号 | 平成 2 8 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) |

日程第16	議案第58号	平成28年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第17	議案第59号	平成28年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第18	議案第60号	平成28年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第19	議案第61号	平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第20	議案第62号	平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第1号)
日程第21	議案第63号	平成28年度大郷町水道事業会計補正予算(第2号)
日程第22	陳情第4号	宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める陳情書
日程第23	請願第3号	赤道を町道にする認定と赤道の拡幅並びに大栄団地の生活道路新設についての請願書

午 前 10時00分 開 議

議長(石川良彦君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(石川良彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、10番高橋壽一議員及び11番石川秀雄議員を指名いたします。

日程第2	議案第44号	大郷町児童館設置条例の制定について
日程第3	議案第45号	大郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について
日程第4	議案第46号	大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第47号	暴力団の利益となる公共施設の使用の制限に関する条例の一部改正について

- 日程第 6 議案第 4 8 号 黒川地域行政事務組合規約の変更について
- 日程第 7 議案第 4 9 号 吉田川流域溜池大和町外 2 市 4 ケ町村組合規約の変更について
- 日程第 8 議案第 5 0 号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 9 議案第 5 1 号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について
- 日程第 1 0 議案第 5 2 号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について
- 日程第 1 1 議案第 5 3 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
- 日程第 1 2 議案第 5 4 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
- 日程第 1 3 議案第 5 5 号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について
- 日程第 1 4 議案第 5 6 号 平成 2 8 年度大郷町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 5 議案第 5 7 号 平成 2 8 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 5 8 号 平成 2 8 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 5 9 号 平成 2 8 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 6 0 号 平成 2 8 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 6 1 号 平成 2 8 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 議案第 6 2 号 平成 2 8 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 議案第 6 3 号 平成 2 8 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）

議長（石川良彦君） 日程第 2、議案第 44 号 大郷町児童館設置条例の制定について、日程第 3、議案第 45 号 大郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について、日程第 4、議案第 46 号 大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について、日程第 5、議案第 47 号 暴力団の利益

となる公共施設の使用の制限に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第48号 黒川地域行政事務組合規約の変更について、日程第7、議案第49号 吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合規約の変更について、日程第8、議案第50号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第9、議案第51号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について、日程第10、議案第52号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について、日程第11、議案第53号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について、日程第12、議案第54号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について、日程第13、議案第55号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について、日程第14、議案第56号 平成28年度大郷町一般会計補正予算（第3号）、日程第15、議案第57号 平成28年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議案第58号 平成28年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第17、議案第59号 平成28年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第18、議案第60号 平成28年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第19、議案第61号 平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第20、議案第62号 平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）、日程第21、議案第63号 平成28年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第44号、議案第45号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） それでは、議案第44号及び議案第45号の提案理由を申し上げます。

議案書6ページをお開き願います。

議案第44号 大郷町児童館設置条例の制定について。

大郷町児童館設置条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤間正幸

今回提案します条例の制定につきましては、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、平成29年4月に供用開始となります大郷町児童館の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものでございます。

児童館につきましては、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設で、

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする施設で、児童の居場所や子育て家庭等の相談・交流の場を提供し、児童の健全育成を推進するため、放課後児童クラブを併設して設置するものでございます。

7 ページの別紙をごらん願います。

大郷町児童館設置条例でございます。

第1条につきましては、条例の趣旨で、この条例は、地方自治法の規定に基づき、大郷町児童館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条につきましては、児童福祉法第40条に規定する児童館を設置することについて定めるものでございます。

第3条につきましては、名称及び位置を定めるものでございます。名称を大郷町児童館、位置は大郷町中村字屋敷前97番地の1でございます。

第4条につきましては、委任規定で、児童館の管理に関し必要な事項は町長が別に定めるものとする規定するものでございます。

次に、附則でございます。この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第44号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第45号の提案理由を申し上げます。

8 ページをお開き願います。

議案第45号 大郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について。

大郷町放課後児童クラブ条例（平成15年大郷町条例第21号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

今回提案します一部改正につきましては、大郷町児童館に併設して設置する放課後児童クラブにつきましても平成29年4月1日から供用開始となることから、それに合わせて現行条例の一部改正と、法改正等に伴う文言の改正を行うものでございます。

別紙をごらん願います。

第2条につきましては、児童福祉法の改正により、引用している条番号を改正するものでございます。

第3条につきましては、現行条例において名称、位置及び定員について規定しておりますが、定員については規則で定めることとして、項目を削るものでございます。

なお、現行60名の定員につきましては、規則において100名に改正することとしてございます。

第4条につきましては、子ども・子育て支援法の施行により「放課後児童指導員」の名称が「放課後児童支援員」と改められたことにより、見出し及び規定中の文言を改正するものでございます。

第5条につきましては、利用児童について、1年生から4年生までの制限を削り、小学生全ての利用を可能とするものでございます。

第9条につきましては、第1項について、現在別表で通年利用と夏季休業期間のみ利用の場合の保育料を定めておりますが、別表を削除し、全て月額3,000円に統一するものでございます。第2項については、別表の備考として記載していた取り扱いを規定するものです。第4項につきましては、文言の一部を改正するものでございます。

別表につきましては、第9条の改正により削除するものでございます。

附則でございます。この条例は平成29年4月1日から施行するものですが、ただし書きとして、法律改正等に伴う第2条、第4条及び第9条第4項の文言の改正については、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第45号の提案理由の説明を終わります。

議案第44号及び議案第45号につきまして、御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第44号、議案第45号について説明を終わります。

次に、議案第46号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（鎌田光一君） それでは、議案第46号の提案理由を申し上げます。

10ページをお開き願います。

議案第46号 大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について。

大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例（平成16年大郷町条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤間正幸

今回の条例改正は、助成対象者の除外規定に定める法律が改正されたことに伴う改正と文言の整理となっております。

それでは、内容について別紙にて御説明申し上げます。

第2条第2項第2号中「維持する者」を「維持するもの」に改めるも

のでございます。

第3条第1項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、同項第4号中「助成対象者とならない者」を「助成対象とならないもの」に改めるものでございます。

第10条中「前条第1項」を「前条」に改めるものでございます。

以上、議案第46号について、よろしく御審議の上御可決賜りますよう
よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第46号について説明を終わります。

次に、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号及び議案第55号について説明を求めます。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） それでは、議案第47号 暴力団の利益となる公共施設の使用の制限に関する条例の一部改正について。

暴力団の利益となる公共施設の使用の制限に関する条例（平成21年大郷町条例第28号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤間正幸

今回の改正理由につきましては、本条例の対象となる公共施設について、平成24年4月1日に廃止した大郷町大松沢ふれあいセンターの削除と、平成29年4月1日に設置される大郷町児童館を加えるものでございます。

なお、本条例は、公共施設の中で、いわゆる公共、公用以外にも使用または利用規定がある施設が対象となるものでございます。

それでは、別紙をごらんになっていただきたいと思います。

別表の改正となります。別表の第2条の公共施設、いわゆる別表第4項の大郷町大松沢ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例を削除し、項を上げ、新たに第10項に今議会に提案いたします大郷町児童館設置条例を加えるものでございます。

附則としまして、公布の日から施行するものでございます。ただし、新たに第10項に加える児童館設置条例については、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第47号の説明を終わります。

次に、議案第48号 黒川地域行政事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、黒川地域行政事務組合同規約（平成3年宮城県（地）指令第111号）を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

今回の改正理由につきましては、富谷町が平成28年10月10日に富谷市に市制移行することに伴い、黒川地域行政事務組合同規約の一部を変更するものでございます。

別紙をごらんいただきたいと思います。

まず、第2条、これは組合を組織する地方公共団体の条文でございます。この中の「富谷町」を「富谷市」に、「関係町村」を「関係市町村」に変更するものです。

それから、第3条は、組合の共同処理する事務をうたっております。この中の同じく「富谷町」を「富谷市」に、「関係町村」を「関係市町村」に変更するものです。

第5条は、組合議会の組織及び議員の選挙の方法をうたっております。これも同じく「関係町村」を「関係市町村」、「富谷町」を「富谷市」に変更するもので、議員の定数は変更ありません。

第6条は、組合議会の議員の任期をうたっております。この中も、同じように「関係町村」を「関係市町村」に変更するものです。

第8条は、特別決議をうたっておりますが、同じく「関係町村」を「関係市町村」に変更するものです。

第9条、これは理事会の内容です。同じく「関係町村」を「関係市町村」に変更するものです。

第16条、これは経費の支弁方法なのですが、これも同じく「関係町村」を「関係市町村」に変更するものです。

それから、別表第2、これを「富谷町」を「富谷市」に変更するものでございます。

附則として、平成28年10月10日から施行するものでございます。

以上、議案第48号の説明でございます。

次に、16ページ、議案第49号 吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合同規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合同規約を別紙のとおり変更すること

について、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成28年 9 月 5 日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

改正理由でございます。富谷町が10月10日に富谷市に市制移行することに伴い、吉田川流域溜池大和町外 2 市 4 ケ町村組合規約の一部を変更するものでございます。

別紙をごらんいただきたいと思います。

まず、題名でございます。題名を「吉田川流域溜池大和町外 3 市 3 ケ町村」に変更するものでございます。

それから、第 1 条、これは組合の名称です。同じく「吉田川流域溜池大和町外 3 市 3 ケ町村」に変更するものでございます。

次に、第 2 条は、組合を組織する市町村、これを「富谷町」から「富谷市」に変更するものです。

それから、第 4 条は、組合の事務所の位置でございます。これまで改正なされていなかったんですが今回一緒に改正するというので、位置を「吉岡字西桜木 1 番地の 1」、いわゆる大和町役場の住所でございます、に変更するものです。

第 5 条は、組合議会の選挙をうたっておりますが、これを「富谷町」から「富谷市」に変更するものです。

附則は、10月10日から施行するというので、ただし、第 4 条の規定は知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上、議案第49号について説明を終わります。

次に、議案第50号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第 1 項の規定により、平成28年10月10日から、富谷町の名称を富谷市に変更することに伴い宮城県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成28年 9 月 5 日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

今回の理由も、同じく富谷町が10月10日に富谷市に市制移行することに伴う宮城県市町村職員退職手当組合の規約の変更でございます。

別紙をごらんいただきます。

別表第 1 でございます。構成市町村中「富谷町」を「富谷市」に変更する。

それから、別表第2、富谷市に移行することにより、いわゆる選挙の区域を変更するものでございます。

附則として、平成28年10月10日から施行するものでございます。

以上、議案第50号の説明でございます。

次に、議案第51号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、平成28年10月10日から、富谷町が名称を富谷市に変更することに伴い宮城県市町村自治振興センター規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤間正幸

今回の改正理由も、同様に富谷町が10月10日に市制移行することに伴い、宮城県市町村自治振興センターの規約を変更するものです。

別紙をごらんいただきます。

第4条、これは組合の事務所の位置です。「黒川郡富谷町」から「富谷市」に変更するものです。

附則としまして、第2項を削り、第1項の見出し及び項番号を削るものでございます。

施行日が、平成28年10月10日から施行するものでございます。

以上、議案第51号の説明でございます。

次に、議案第52号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤間正幸

今回の改正理由につきましても、富谷町が富谷市に市制移行することに伴う宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合の規約を一部変更するものでございます。

別紙をごらんいただきます。

第5条第2項中、これは議員の定数及び選出方法でございます、市町村区分団において、「富谷町」を「富谷市」に変更するものです。

それから、別表、「富谷町」を「富谷市」に変更するものです。

附則として、平成28年10月10日から施行するものでございます。

以上、議案第52号の説明でございます。

次に、議案第53号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、平成28年10月10日から、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、同法第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤間正幸

今回の改正理由も、同じように富谷町が10月10日に市制移行することに伴い、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を変更するものです。

別紙をごらんいただきたいと思えます。

別表1の改正です。共同設置する公共団体で「富谷町」を「富谷市」に、関連する「吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合」を「吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合」に変更するものでございます。

附則として、本年10月10日から施行するものでございます。

以上、議案第53号の説明でございます。

次に、議案第54号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、同法第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤間正幸

今回の改正理由につきましても、富谷町が10月10日に市制移行することに伴い、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更をするものでございます。

別紙をごらんいただきたいと思えます。

別表1の改正です。共同設置する公共団体の中で「富谷町」を「富谷市」に、関連する「吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合」を「吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合」に変更するものです。

附則として、平成28年10月10日から施行するものでございます。

以上、議案第54号の説明でございます。

次に、議案第55号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、仙台都市圏広域行政推進協議会規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

今回の理由につきましても、同じように富谷町が10月10日に市制移行することに伴い、仙台都市圏広域行政推進協議会の規約を一部変更するものでございます。

別紙をごらんいただきます。

第3条、これは協議会を設ける市町村を定めておりますが、「富谷町」を「富谷市」に変更するものでございます。

附則は、平成28年10月10日から施行するものでございます。

以上、議案第47号から議案第55号について、それぞれよろしく御審議の上御可決賜りますようよろしくお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号及び議案第55号について説明を終わります。

次に、議案第56号について説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、議案第56号につきまして提案理由を御説明申し上げます。補正予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第56号平成28年度大郷町一般会計補正予算（第3号）。

平成28年度大郷町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,926万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億9,789万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤間 正幸

それでは、まず、一般会計補正予算の今回の概要から申し上げたいと思います。

今回の補正予算につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の調整、前年度の決算に伴う各種特別会計間並びに国・県に対する繰出金、返還金の調整・返還のほか、生活・教育環境基盤の整備等に係る所要の事業予算について計上したものでございまして、主なものといたしましては、児童館の外構及び遊具設置工事並びに備品購入、縁の郷レストランの改修工事、除融雪業務、町道並びに生活道の改良舗装工事などがございます。

歳入におきましては、橋梁修繕に関する国庫支出金、前年度決算による繰越金、それから留保財源としておりました普通交付税及び児童館外構工事等に係る一般単独事業債を計上いたしましたほか、公共施設整備基金と財政調整基金において財源を調整した内容となっております。

それでは、続きまして3ページの第1表歳入歳出予算補正によりまして内容を御説明してまいります。

まず、3ページの部分の歳入の部分から御説明いたします。

第9款地方特例交付金第1項地方特例交付金133万6,000円の増は、県通知による確定に伴うものでございます。

第10款地方交付税第1項地方交付税1億円の増額でございます。本年度の普通交付税の交付決定額14億3,090万5,000円でございます。このうち当初予算におきまして既に13億円を予算に計上済みでございますので、財源留保額は1億3,000万余ということになりますが、今回の補正予算におきましては、このうち1億円を増として計上した内容となっております。

続いて、第14款国庫支出金第1項国庫負担金286万1,000円の増額でございます。厚生医療費負担金の増によるものでございます。同じく第2項国庫補助金504万1,000円の増額です。マイナンバー制度導入に関するシステム改修補助金の調整と橋梁修繕に係る社会資本整備総合交付金

635万円が主なものとなっております。

第15款県支出金第1項県負担金143万8,000円の増額でございます。厚生医療費負担金の増によるものでございます。同じく第2項県補助金64万4,000円の減額となっております。こちらは農業用機械購入助成としての市町村振興総合補助金の調整などによるものでございます。続きまして、第3項委託金は9,000円の増額でございます。経済センサス活動調査費等の交付額の決定による増額補正でございます。

第17款寄附金第1項寄附金600万円の増額でございます。こちらはふるさと応援寄附金の見込み額が当初予算を上回ることから増額といたしたものでございます。

第18款繰入金第1項基金繰入金は7,014万9,000円の増額でございます。これは財源調整としての財政調整基金等の繰り入れ等に係るものでございます。同じく第2項の特別会計繰入金は620万5,000円の増額でございます。こちらは前年度の事業費の精算によります国保ほか各医療保険特別会計からの繰入金となっております。

第19款繰越金第1項繰越金は2,868万1,000円の増額でございます。前年度決算による繰越金の計上でございます。

第20款諸収入第5項雑入は184万1,000円の減額でございます。こちらは消防団員安全装備品整備費の査定による減が主な要因となっております。

歳入の最後になりますが、第21款町債第1項町債2,003万4,000円の増額補正でございます。こちらは欠下2号橋の修繕工事に係る公共事業等債及び児童館外構工事等に係る一般単独事業債の増によるものとなっております。

なお、土木費の公共事業等債につきましては、充当率は90%、交付税算入率につきましては、財源対策分の40%に対して50%算入されるものでございます。同様に、民生費の一般単独事業債につきましては、充当率は90%、元利償還金の30%が交付税措置されるものでございます。

以上、歳入の補正額合計2億3,926万9,000円となっております。

続きまして、第1表は5ページ、6ページになります。歳出の関係を御説明してまいります。

第1款議会費第1項議会費48万9,000円の減額でございます。こちらは人件費の調整によるものでございます。

第2款総務費第1項総務管理費2,733万1,000円の増額でございます。この内容といたしましては、人件費、それからマイナンバー制度及び地

方公会計制度に係る電算システムの改修、ふるさと納税額の増に係る御礼品並びに管理費用、旧大松沢中学校のグラウンドの貸し付けに伴うバックネット等の解体撤去工事、真観寺ため池進入路ののり面崩れによる復旧工事が主なものとなっております。なお、一般管理費における備品購入費は公用車のスタッドレスタイヤの購入でございまして、諸費における防犯カメラの設置工事はB&G交差点に設置を予定しているものでございます。続きまして、第2款第2項徴税费1,152万8,000円の減額でございます。こちらは人件費の調整によるものでございます。第3項戸籍住民基本台帳費183万1,000円の減額です。こちらも人件費の調整によるものでございます。第5項の統計調査費6万4,000円の減額です。これは事業費の確定による減でございます。

第3款民生費第1項社会福祉費1,507万7,000円の増額となっております。こちらは、人件費、厚生医療給付及び障害者自立支援給付費ほかの平成27年度実績による国・県への返還金が主な内容となっております。第3款第2項の児童福祉費3,717万3,000円の増額でございます。こちらは児童館建設に係る外構工事、遊具設置工事及び施設備品の購入費が主な内容でございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費470万9,000円の増額でございます。人件費、それから戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金、保健センター玄関等の修繕工事が主なものでございます。

第5款農林水産業費第1項農業費282万4,000円の増額でございます。こちらは人件費のほか担い手生産組織への農業用機械購入費助成額の調整、それから縁の郷レストランの窓の改修工事が主な内容となっております。

第6款商工費第1項商工費278万7,000円の減額です。これは人件費の調整によるものでございます。

第7款土木費第1項土木管理費300万9,000円の減額です。こちらも人件費の調整によるものでございます。第7款第2項道路橋梁費1億8,776万8,000円の増額となっております。こちらは道路台帳の作成費、除融雪業務ほか道路橋梁関係の経費となっております。主なものとしたしましては、道路の維持費関係といたしまして長福寺東成田線の側溝修繕工事、それから道路新設改良関係につきましては石撫線の測量設計業務及び小山線の舗装工事、生活道路の維持関係につきましては大森線の測量設計業務及び鍋釣東線の改良工事、橋梁関係につきましては欠下2号橋の修繕工事というふうになってございます。第7款第4項住宅費130万

5,000円の増額でございます。こちらは希望の丘団地の看板改修工事等による内容となっております。第5項都市計画費577万4,000円の減額は、下水道事業特別会計への繰出金の調整によるものでございます。

続きまして、第8款消防費第1項消防費113万3,000円の減額でございます。こちらは補助金が不採択になりましたことから、消防団員の装備品購入を取りやめたこと等による内容となっております。

第9款教育費第1項教育総務費195万8,000円の減額です。こちらはスクールバスのバス停除雪業務のほか、人件費の調整によるものでございます。第2項の小学校費は631万2,000円の減額です。施設整備工事のほか、人件費の調整による内容となっております。第3項の中学校費66万3,000円の減額です。こちらにも施設修繕費のほか、人件費の調整によるものでございます。第4項の幼稚園費590万3,000円の増額となっております。こちらは人件費の調整及び敷地のり面の復旧工事が主なものでございます。第5項社会教育費は327万2,000円の増額でございます。こちらにつきましては、人件費、それから大郷町婦人会設立による補助金の調整及び粕川社会教育センターの貸し付けに関する進入路部分の境界測定測量業務が主な内容となっております。第6項の保健体育費は653万1,000円の減額でございます。こちらは人件費の調整及び給食センターの吸気フィルター取り付け工事等によるものでございます。

最後に、第11款公債費第1項公債費は401万4,000円の減額となっております。こちらは減税補てん債等に関する利率の見直しと、起債事業が年度内に完成しなかったことによる借入額の減などによるものでございます。

歳出補正額合計 2億3,926万9,000円。

以上、補正前の予算額49億5,862万3,000円に歳入歳出とも2億3,926万9,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ51億9,789万2,000円とするものでございます。

続きまして、ページめくっていただきまして、7ページ、第2表債務負担行為補正について御説明を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加2件となっております。

まず、1、公会計仕訳システム賃貸借でございます。設定期間は平成28年度から平成30年度まで、限度額259万2,000円でございます。こちらにつきましては、統一的な基準による地方公会計の整備促進が要請されているところでございますが、平成29年度の決算から貸借対照表等の財務諸表の作成が義務づけられたことに伴いまして、会計処理の日々仕訳

等に対応するためのシステムをレンタルするものでございます。

続きまして、2、大郷町児童館及び放課後児童クラブ運営業務でござい
ます。設定期間は平成28年度から31年度まで、限度額9,000万円でご
ざいます。こちらは、平成29年度からの業務委託につきまして年度内に
契約行為を行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、下のページ、8ページになります。第3表地方債補正に
ついて御説明申し上げます。

今回は、変更が3件となっております。

まず、1、臨時財政対策債です。こちらは、発行可能額の確定により
まして限度額を1億5,100万円から1億4,253万4,000円に変更するもの
でございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様となっ
てございます。

次に、2、道路等整備事業でござい
ます。こちらは、橋梁修繕に関す
る事業量の変更によりまして限度額を1億2,800万円から1億3,150万円
に変更するものでございます。起債の方法等につきましては補正前と同
様となっております。

次に、3、児童館建設事業です。こちらは、外構工事及び遊具設置に
よる事業量の変更によりまして限度額を2億4,070万円から2億6,570万
円に変更するものでございます。起債の方法等につきましては補正前と
同様となっております。

一般会計の補正予算につきましては、説明は以上となります。次ペー
ジ以降の事項別明細者をごらんいただきまして、御審議の上御可決を賜
りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第56号について説明を終わります。

次に、議案第57号及び議案第59号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（鎌田光一君） それでは、まず、議案第57号につきまして提案理由
の御説明を申し上げます。補正予算書の33ページをごらんいただきたい
と思います。

議案第57号 平成28年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2
号）。

平成28年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次
に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196万4,000円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,503万1,000円

とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

34ページをお開き願います。

今回の補正は、胃がん検診助成において不足が生じたことにより増額補正、前年度の精算による国庫負担金返還金、同じく前年度精算による事務費等の一般会計の繰出金の補正内容で、前年度繰越金と基金繰入金で財源調整したものとなっております。

第1表歳入歳出予算補正の御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

9款繰入金2項基金繰入金の補正額は1,784万8,000円の減額でございます。財源調整のための財政調整基金の繰入金でございます。

10款繰越金1項繰越金の補正額は1,981万2,000円の増額でございます。前年度繰越金でございます。

以上、歳入合計196万4,000円の補正額でございます。

続きまして、歳出でございます。

8款保健事業費2項保健事業費の補正額は3万円の増額でございます。国保被保険者に対する胃がん検診料への助成で不足が生じたため、増額するものでございます。

11款諸支出金1項償還金及び還付加算金の補正額は33万1,000円でございます。前年度の療養給付費等国庫負担金の精算による返還金でございます。同じく2項繰出金の補正額は160万3,000円でございます。前年度精算によります事務費及び出産育児一時金の一般会計への繰出金でございます。

以上、歳出合計196万4,000円の補正額でございます。

補正前の予算額10億1,306万7,000円に歳入歳出それぞれ196万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,503万1,000円とするものでございます。

次ページ以降の事項別明細書をごらんになっていただきまして、御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第59号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。補正予算書46ページをごらんいただきたいと思います。

議案第59号 平成28年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度大郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,375万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤間正幸

47ページをお開きください。

今回の補正は、前年度繰越金の精算によるものでございます。

第1表歳入歳出予算補正の御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

4款繰越金1項繰越金の補正額は55万8,000円の増額でございます。前年度繰越金でございます。

以上、歳入合計55万8,000円の補正額でございます。

続きまして、歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は43万7,000円の増額でございます。前年度分の未送金保険料でございます。

3款諸支出金2項繰出金の補正額は12万1,000円でございます。前年度精算によります事務費の一般会計への繰出金でございます。

以上、歳出合計55万8,000円の補正額でございます。

補正前の予算額8,319万8,000円に歳入歳出それぞれ55万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,375万6,000円とするものでございます。

次ページ以降の事項別明細書をごらんになっていただきまして、御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第57号及び議案第59号について説明を終わります。

次に、議案第58号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） それでは、議案第58号につきまして提案理由を

御説明いたします。補正予算書38ページをお開き願います。

議案第58号 平成28年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,122万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,732万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤間正幸

今回の補正につきましては、前年度における介護給付費及び地域支援事業費の精算確定に伴う補正が主なものとなっております。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により項ごとに補正額の概要を御説明いたします。

初めに、歳入について、補正額で御説明いたします。

3款支払基金交付金1項支払基金交付金314万3,000円は、前年度の介護給付分の実績に伴う追加交付による増額でございます。

5款県支出金1項県負担金120万2,000円は、前年度の介護給付分の実績による追加交付による増額でございます。

7款繰入金2項一般会計繰入金1万7,000円は、低所得者保険料負担軽減に対する実績による追加交付分として繰入金を増額するものでございます。

8款繰越金1項繰越金685万8,000円は、今回の補正予算の財源として前年度決算に伴う繰越金の一部を計上するものでございます。

以上、歳入補正合計1,122万円を補正前の額に追加しまして、歳入合計を10億3,732万9,000円とするものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費100万円の減額は、現計予算額に不足の見込まれる5項特定入所者介護サービス等費100万円へ科目間の予算調整を行うものでございます。

なお、この内訳なんですが、44ページの事項別明細書をごらんいただきたいと思っております。1項中の事項別明細書におきまして、1目の居宅介

護サービス等給付費から1,250万円を減額しまして、2目の地域密着型介護サービス給付費へ1,250万円増額しております。これにつきましては、町内の老人保健施設において従来の通所介護事業から地域密着型小規模通所介護事業に移行したことに伴いまして、歳出予算科目間での組み替えという内容でございます。

戻って40ページをお願いいたします。

3款地域支援事業費1項介護予防事業費15万8,000円につきましては、二次予防事業として委託しております生きがい健康づくり事業に不足が生じるため増額計上するものでございます。2項包括的支援事業・任意事業費19万2,000円につきましては、地域包括支援センター運営事業に係る事業費に不足が生じるため増額計上するものでございます。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金637万8,000円は、前年度の介護給付費及び介護予防事業費等の実績による支払基金交付金及び国・県に対する負担金及び補助金に係る返還金でございます。

7款繰出金1項繰出金449万2,000円は、前年度の保険給付費及び事務費等の精算に伴う一般会計に対する返還分としての計上でございます。

歳出補正額合計1,120万円を補正前の額に追加し、歳出合計を10億3,732万9,000円とするものでございます。

以上でございます。次ページ以降の事項別明細書等をごらんいただきまして、御審議の上御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第58号について説明を終わります。

次に、議案第60号、議案第61号、議案第62号及び議案第63号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） それでは、議案第60号につきまして提案理由を説明申し上げます。50ページをお開き願います。

平成28年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ390万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,827万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

今回の補正につきましては、歳入は繰入金、繰越金並びに国庫支出金の補正、歳出は職員の人件費並びに委託料の補正を計上いたしております。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入でございます。

第3款繰入金第1項他会計繰入金577万4,000円の減額につきましては、財源調整により一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

第4款繰越金第1項繰越金558万円の増額につきましては、前年度繰越金の確定によるものでございます。

第6款国庫支出金第1項国庫補助金409万8,000円の増額につきましては、下水道施設の長寿命化計画並びに大郷町下水道事業全体計画変更に係る社会資本整備総合交付金によるものでございます。

歳入合計で補正額390万4,000円を追加し、2億1,827万5,000円とするものです。

次に、歳出でございます。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費390万4,000円の増額につきましては、人件費の調整、下水道施設長寿命化計画策定業務並びに大郷町下水道事業全体計画変更業務の委託料でございます。

歳出合計390万4,000円を追加し、2億1,827万5,000円とするものでございます。

以上で下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、56ページをお開き願います。

議案第61号につきまして提案理由を説明申し上げます。

平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,906万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

今回の補正につきましては、歳入は繰入金、繰越金の補正、歳出につきましては職員の人件費、修繕料の補正を計上いたしております。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入でございます。

第3款繰入金第1項他会計繰入金91万5,000円の増額につきましては、財源調整のため一般会計からの繰り入れを増額するものでございます。

第4款繰越金第1項繰越金54万9,000円の増額につきましては、前年度の繰越額の確定によるものでございます。

歳入合計で補正額146万4,000円を追加し、5,906万5,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費145万3,000円の増額につきましては、人件費の調整、集落排水処理場の修繕費でございます。第2項農業集落排水事業建設費1万1,000円の増額につきましては、県道利府松山線道路工事に伴います仮設圧送管布設用地借り上げ料でございます。

歳出合計補正額146万4,000円を追加し、5,906万5,000円とするものでございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、62ページをお開き願います。

議案第62号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,783万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

今回の補正につきましては、歳入は繰入金、繰越金の補正、歳出は職員の人件費、下水道事業債利子償還の補正を計上してございます。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入でございます。

第4款繰入金第1項他会計繰入金70万5,000円の増額につきましては、財源調整のため一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

第5款繰越金第1項繰越金75万4,000円の減額につきましては、前年度の繰越額の確定によるものでございます。

歳入合計で補正額4万9,000円を減額し6,783万円とするものでございます。

次に、歳出です。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費1万1,000円の増額につきましては、人件費の調整によるものでございます。

第2款公債費第1項公債費6万円の減額につきましては、前年度借入額の減に伴います償還利子の確定によるものでございます。

歳出合計で補正額4万9,000円を減額し6,783万円とするものでございます。

以上で合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、68ページをお開き願います。

議案第63号につきまして提案理由を説明申し上げます。

平成28年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 平成28年度大郷町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度大郷町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業費用20万6,000円を追加し、2億1,040万4,000円とするものです。第1項営業費用同額につきましては、県道利府松山線道路改良工事に伴います配水管仮設工事用地借上料、公用車のスタッドレスタイヤ購入費、職員の人件費の調整によるものでございます。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

以上で水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第60号から第62号につきましては

それぞれの事項別明細書を、議案第63号水道事業に関しましては補正予算説明書をごらんいただきまして、御審査の上御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終了いたします。

議長（石川良彦君） 以上で議案第60号、議案第61号、議案第62号及び議案第63号について説明を終わります。

日程第22 陳情第4号 宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める陳情書

議長（石川良彦君） 日程第22、陳情第4号 宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める陳情書を議題といたします。

陳情第4号については、会議規則第88条の規定により、請願書の例により処理するものとし、会議規則第85条第1項の規定に基づき、教育民生常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は、教育民生常任委員会に付託して審査することに決しました。

日程第23 請願第3号 赤道を町道にする認定と赤道の拡幅並びに大栄団地の生活道路新設についての請願書

議長（石川良彦君） 日程第23、請願第3号 赤道を町道にする認定と赤道の拡幅並びに大栄団地の生活道路新設についての請願書を議題といたします。

請願第3号については、会議規則第85条第1項の規定に基づき、総務産業常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、請願第3号は、総務産業常任委員会に付託して審査することに決しました。

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 前 11時12分 散 会